

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）に関する Q&A

令和4年11月25日改訂

Q1 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状とはどのような症状なのでしょうか。

A 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）は、新型コロナウイルス感染症に罹患した後に、感染性は消失したにもかかわらず、他に原因が明らかでなく、罹患してすぐの時期から持続する症状、回復した後に新たに出現する症状、症状が消失した後に再び生じる症状の全般をさしています。

Q2 罹患後症状の代表的な症状にはどのような症状がありますか。

A 代表的な罹患後症状は、疲労感・倦怠感、関節痛、筋肉痛、咳、喀痰、息切れ、胸痛、脱毛、記憶障害、集中力低下、頭痛、抑うつ、嗅覚障害、味覚障害、動悸、下痢、腹痛、睡眠障害、筋力低下などがあります。また、罹患後症状は、罹患してすぐの時期から持続する症状、回復した後に新たに出現する症状、症状が消失した後に再び生じる症状の全般をさしています。

Q3 罹患後症状は治りますか。

A 罹患後症状については、世界的に調査研究が進められている最中であり、まだ不明な点が多いですが、現時点の調査研究では、罹患後症状の多くは、時間経過とともに症状が改善することが多いとされています。

Q4 罹患後症状の治療方法はありますか。

A 罹患後症状の多くは、時間経過とともに症状が改善することが多いとされています。その過程で、各症状に応じた対症療法が行われることもあります。また、症状が改善せずに持続する場合には、他の疾患による症状の可能性もありますので、かかりつけ医等や地域の医療機関にご相談下さい。

Q5 罹患後症状がある場合、新型コロナウイルス感染症を他の人に移してしまうことがありますか。

A 感染可能期間は、一般的に、発症2日前から発症後7～10日とされています。感染可能期間後に、罹患後症状があったとしても、他の人に感染させることはありません。

Q6 罹患後症状について、どこを受診すると良いのでしょうか。

A 罹患後症状は、かかりつけ医等や地域の医療機関で十分に対処できるものが少なくありません。従って、まずは、かかりつけ医等や地域の医療機関にご相談下さい。なお、自治体によっては、相談窓口や罹患後症状の診療を行う医療機関リストを作成しているところもあります。

Q7 新型コロナウイルス感染症に罹患してからずっと倦怠感が続いている気がします。受診が必要ですか。

A 症状が時間経過とともに改善しているならば、様子を見ることも可能です。症状が改善せずに持続する場合は、まずは、かかりつけ医等や地域の医療機関にご相談下さい。

罹患後症状に悩む方に向けたリーフレット：<https://www.mhlw.go.jp/content/000994139.pdf>

Q8 新型コロナウイルス感染症のワクチンは、罹患後症状に効果がありますか。

A 新型コロナウイルス感染症感染前のワクチン接種が、罹患後症状の発症を減少させる可能性を示唆するという研究が報告されています。また、罹患後症状が既にある人へのワクチン接種については、症状の変化を示すデータもあれば、示さないデータもあり、一定した見解が得られていないという報告があります。いずれも今後、更なる検討が必要とされています。

詳細は、「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント」の P.9 をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症 診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント：

<https://www.mhlw.go.jp/content/000952747.pdf>

Q9 罹患後症状が継続している場合でも職場復帰は可能でしょうか。

A 企業（労務）の方向け及び労働者の方向けに関連する Q&A を掲載しております。ご参照ください。

（企業（労務）の方向け）

＜感染者の職場復帰＞問2 新型コロナウイルス感染症に感染した労働者が職場復帰する際にどのような点に留意すればよいでしょうか。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q1-2

（労働者の方向け）

＜感染後の職場復帰＞問2 新型コロナウイルス感染症に感染し、治療・療養が終わりましたが疲労感、息苦しさなどの症状が続いています。どうしたらよいでしょうか。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

Q10 罹患後症状が続く場合、活用できる支援制度はありますか。

A 罹患後症状は、一般的に時間の経過とともに、その大半は改善すると考えられていますが、罹患後症状によって社会生活に大きな制限が生じることもあります。各種支援制度について説明いたします。

【労災保険】

業務により新型コロナウイルスに感染し、罹患後症状があり、療養等が必要と認められる場合には、労災保険給付の対象となります。労災保険の請求の手続等については、事業場を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

【健康保険】

業務外の事由による療養のため労務に服することができない場合には、健康保険制度の被保険者は、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。支給申請の手続については、ご加入の健康保険組合等にご相談ください。

【障害年金】

罹患後症状により生活や仕事など、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害が残る場合等には、一定の保険料納付要件を満たせば、障害年金の対象と

なります。ただし、同一の事由により、労働者災害補償保険法の規定による障害補償給付等が行われる場合には、労災保険給付の一部が減額されることがあります。また、同一の傷病により、傷病手当金が支給される場合には、傷病手当金の全部または一部の支給が停止されます。

障害年金の支給要件等については、お近くの年金事務所、または、ねんきんダイヤルにご相談ください。また、障害年金の詳細は、日本年金機構 HP をご参照ください。

ねんきんダイヤル：0570-05-1165

日本年金機構 HP：<https://www.nenkin.go.jp/service/scenebetsu/shougai.html>

【障害者手帳（身体障害者手帳）】

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付します。交付対象者は、身体障害者福祉法上、下記の身体上の障害がある方でいずれも、一定以上の障害が存在し、永続することが要件とされています。

- ①視覚障害 ②聴覚又は平衡機能の障害 ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ④肢体不自由 ⑤心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害 ⑥ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ⑦小腸の機能の障害 ⑧ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害 ⑨肝臓の機能の障害

なお、障害の程度が該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められています。また、原因となる疾病にかかわらず、障害の状態が定基準に該当すれば身体障害者手帳の交付対象となります。

申請の手続については、お住まいの市区町村障害者手帳窓口にご相談ください。詳細は、厚生労働省ホームページにある「障害者手帳」をご参照ください。

障害者手帳：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/techou.html

【障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）】

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられています。精神疾患は、その状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、障害等級は1級から3級まであります。

申請の手続については、お住まいの市区町村障害者手帳窓口にご相談ください。詳細は、厚生労働省ホームページにある「障害者手帳」をご参照ください。

障害者手帳：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/techou.html

【生活困窮者自立支援制度】

上記のほか、生活にお困りの場合には、全国に相談窓口（生活困窮者自立支援事業）を設置し、生活のお困りの状況に応じて、就労や住まい等の支援を行っています。

まずはお近くの相談窓口にご相談ください。詳細は、お住まいの相談窓口をご参照ください。

自立相談支援機関 相談窓口一覧：<https://www.mhlw.go.jp/content/000936284.pdf>